

国際交流基金アジアセンター フェローシップ よくある質問

● 渡航先での安全確保について

Q. 渡航先の治安情勢の確認はどのようにすればよいですか？

● 申請資格について

Q. 日本人であれば申請資格はありますか？

Q. ASEAN に住む日本人ですが、日本で行う研究や現在居住している ASEAN の国での活動は対象となりますか？

Q. 学生でも申請できますか？

● 対象分野・活動について

Q. どのような分野が対象になりますか？

Q. どのような活動が対象になりますか？

Q. 活動地での受入機関が必要でしょうか？

Q. 日本、ASEAN 諸国以外の国が活動地に含まれていても申請はできますか？

Q. 複数の国での活動は対象になりますか？

Q. 夏休みと冬休みに、フェローシップを分けて受給することは可能でしょうか？

Q. フェローシップの活動の傍ら、学業や仕事を継続することはできますか？

● 申請書類について

Q. 推薦書は誰に依頼すればよいのでしょうか？

Q. 推薦書はどのように提出すればよいのでしょうか？

Q. 推薦書が提出されているか、どのように確認できますか？

Q. 申請書を直接持参してもよいですか？

● 渡航先での安全確保について

Q. 渡航先の治安情勢の確認はどのようにすればよいですか？

以下のウェブサイト等を参考のうえ、事業参加者の安全の確保に対する十分な措置を取ってください。

- ・外務省 各国・地域情勢 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>
- ・外務省 海外安全情報 <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・JICA 世界の様子（国別生活情報）
<https://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/asia.html>
- ・NHK ワールド 海外安全情報
<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/safety/>

また、在外公館などから緊急時情報提供を受けられる海外旅行登録システム「たびレジ」にもぜひ登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

● 申請資格について

Q. 日本人であれば申請資格はありますか？

日本もしくは ASEAN 諸国に居住している場合に限りです。

Q. ASEAN に住む日本人ですが、日本で行う研究や現在居住している ASEAN の国での活動は対象となりますか？

国籍や市民権、永住権を持つ国や現在居住している/活動の基盤を置いている国での活動は対象になりません。

Q. 学生でも申請できますか？

はい、ただし審査に際しては、申請した活動内容を遂行する能力を有しているかが重要な判断基準となります。学術や知的交流分野においては、関連分野における学位（修士号以上）もしくはそれに相当する研究・実務経験が、芸術・文化、スポーツ分野においては、過去の活動実績等が重要な審査基準となります。

● 対象分野・活動について

Q. どのような分野が対象になりますか？

芸術・文化、スポーツ、学術、知的交流の分野を対象とし、造形美術（ヴィジュアル・アーツ）、舞台芸術（パフォーミング・アーツ）、映画、映像、建築、文化遺産の保護・活用、スポーツ、学術（人文・社会科学）、メディア・ジャーナリズム、アートマネジメント、文化政策、市民社会等を含みます。

Q. どのような活動が対象になりますか？

専門家や実務者が、その専門・関心分野において実践する活動で、調査・研究、論文・報告書・ルポルタージュ等の執筆、インタビューやデータ収集等の取材、作品制作、ネットワーク形成やプラットフォーム構築を目的とした会議の出席等が含まれます。

Q. 活動地での受入機関が必要でしょうか？

活動対象国での受入機関、受入協力者は協働性を担保する上で不可欠です。「同意済み」の場合は、受入を保証することが明記された「受入同意文書」を添付してください。書式は自由ですが、必ず「承諾者の氏名」「押印若しくは直筆サイン」「受入期間」を記載してください。「調整中」の場合は、調整の状況がわかる資料を添付してください。添付資料がない場合は、同意・調整がされていないものと見做し、審査において優先度が低くなります。

Q. 日本、ASEAN 諸国以外の国が活動地に含まれていても申請はできますか？

日本、ASEAN 諸国以外での活動は対象になりません。

Q. 複数の国での活動は対象になりますか？

複数国にわたる活動も対象になりますが、原則として1回の連続した期間で、且つ活動地への渡航は一筆書きでなくてはなりません。そのため、例えばA・B2か国で活動を行う場合、渡航ルートは、「居住国→A国→居住国→B国→居住国」や「居住国→A国→B国→A国→居住国」ではなく、「居住国→A国→B国→居住国」としてください。

Q. 夏休みと冬休みに、フェローシップを分けて受給することは可能でしょうか？

フェローシップは、原則として1回の連続した期間でなくてはなりません。

Q. フェローシップの活動の傍ら、学業や仕事を継続することはできますか？

はい、ただし本フェローシップを受給している期間中はフェローシップ活動に専念することとします。活動対象地において有給の就労（雇用契約を結んで収入を得る等）に就くことは認められません。また原則として、フェローシップ活動以外の事情により活動対象地を離れることは認められません。

● 申請書類について

Q. 推薦書は誰に依頼すればよいのでしょうか？

申請者のこれまでの実績やフェローシップによる活動内容をよく理解している方2名に依頼してください。場合によっては、推薦者に推薦理由を問い合わせることがあります。

また、推薦書は受入協力者とは別の方に依頼をしてください。

Q. 推薦書はどのように提出すればよいのでしょうか？

推薦書は、様式をダウンロードのうえ2名の推薦者に渡し、推薦者から直接、申請書提出先（国際交流基金アジアセンター、または国際交流基金の海外拠点もしくは日本国大使館）に送付してください。

Q. 推薦書が提出されているか、どのように確認できますか？

申請者自身で推薦者に確認してください。申請締切までに、申請書と同じ宛先に、推薦書が提出されるよう注意してください。

Q. 申請書を直接持参してもよいですか？

いいえ、FAX、e-mail、持参、直接投函での申請は受け付けません。書留、配達記録郵便、宅配便等、配達記録される手段で余裕をもって提出してください。



国際交流基金アジアセンター
助成&フェローシッププログラム
ウェブサイトトップページへ